## 福岡市総合体育館 利用料金の還付規定

必ずお読みください

- 1 納期限の10日前までに利用料金のお支払いが確認できない場合、お客様に、「お支払い のご案内」メールを送信、又はお電話にてご連絡をさせていただきます。
- 2 上記のご案内にも関わらず、納期限までに利用料金をお支払いいただけない場合、お 客様へご連絡することなく、利用許可を取消しさせていただきますので、納期限には十 分ご注意ください。
- 3 上記2の支払が確認できるまでは、以下に挙げる当施設のサービスを一時停止いたします。
  - (1) 抽選申込み
  - (2) 利用許可申請の申込み
  - (3) 空き施設の予約申込
- 4 お支払いただいた利用料金は還付いたしません。ただし、利用の取止め届を提出された場合、次のとおり還付いたします。

なお、口座振込等による還付をご希望される場合、必要な手数料は、お客様のご負担となります。

利 用 施 設	取止め届の提出日	還付額
メインアリーナ、サブアリーナ、 武道場、弓道場、	利用日の3ヶ月前から1ヶ月前 の前日	利用料金の5割
(多目的室、研修・会議室、その他諸室を付随して利用する場合は、これを含みます。)	利用日の3ヶ月前の前日まで	利用料金の全額
多目的室、研修・会議室、他諸室	利用日の 9日前から5日前まで	利用料金の5割
	利用日の10日前まで	利用料金の全額

## 【福岡市総合体育館条例】(抜粋)

(許可の基準及び取消し)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をせず、又は既にした許可を 取り消すことができる。
  - (2) 許可利用者等がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(利用の制限)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育館の施設の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。
- (1) 体育館の管理上の指示又は指導に従わない者
- (2) 体育館の管理上支障があると認められる者

(利用料金)

- 第14条 許可利用者からは、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が定める料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者が定める方法により徴収する。
  - 6 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、規則で定める特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。